**持続可能な公共交通の実現支援補助金公募要領**

|  |
| --- |
| ■　申請書の提出期間 |
| **令和５年６月２０日（火）～　令和５年８月３１日（木）**  **締切：令和５年８月３１日午後５時（必着）**    　※　令和５年４月１日（土）以降で令和５年１２月２０日（水）までに支出が完了している経費が補助対象です。  　※　令和６年１月１０日（水）までに実績報告書を提出する必要があります。  　※　交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。 |

|  |
| --- |
| ■　申請書の提出先 |
| 持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局  ○　所在地　：　〒732-0056　広島市東区上大須賀町1-16　交通会館ビル２階  　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人広島県バス協会  ○　提出方法  　①　郵送申請　：　〒732-0056　広島市東区上大須賀町1-16　交通会館ビル２階  　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人広島県バス協会  持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局宛て  　　　受付期限　：　令和５年８月３１日（木）**必着**  　　　　　　　　　※　申請状況によっては、追加の募集を実施します。  　②　持参申請  　　　受付時間 ： ９：３０～１２：００、１３：００～１７：００  月～金曜日（土日祝を除く） |

|  |
| --- |
| ■　問合せ先 |
| 持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局  ○　電　 話 ： ０８２－２６１－３２３８  ○　Ｅ‐mail ： [jizoku-kotu@bus-kyo.or.jp](mailto:jizoku-kotu@bus-kyo.or.jp)（公共交通）  ○　受付時間 ： ９：３０～１２：００、１３：００～１７：００  月～金曜日（土日祝を除く） |

《　目　　次　》

**Ⅰ　事業概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　１　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　２　対象事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　３　補助対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　４　申請期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　５　対象事業及び対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

　６　補助率及び補助上限・下限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

**Ⅱ****申請概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　１　申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　２　申請の流れ及び提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

**Ⅲ　事業実施**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

　１　事業実施等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

　２　補助事業者の義務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

**Ⅳ　その他の留意事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

**Ⅰ　事業概要**

**１　目　的**

　　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、燃油価格の高騰により、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な「公共交通」の実現を図ることを目的としています。

**２　対象事業者**

次のいずれにも該当するもの。

　　　①　広島県内に本社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗合旅客運送事業」の許可を受けた事業者であること。

　　　　　但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の営業所（支社）名で補助申請ができること。

　　　　　また、以下の②～⑦のすべてを満たすことが必要です。

　　　②　補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。

　　　③　補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。

　　　④　国、県、公益社団法人広島県バス協会（以下「協会」）又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

　　　⑤　代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

　　　⑥　国税及び県税に未納がないこと。

　　　⑦　事業継続の意思があること。

**３　補助対象期間**

令和５年４月1日（土）から令和５年１２月２０日（水）まで

　　　　※　原則対象期間内に発注、支払いが完了した経費が補助対象となります。

　　　　※　都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和６年１月１０日（水）までに納品が確実と認められるものに限り、概算払い等個別相談対応させていただきます。

**４　申請期限**

令和５年６月２０日（火）～　令和５年８月３１日（木）まで

　　　　※　交付決定状況によっては、第２次募集又は期限の延長を検討します。

　　　　　　その場合は、別途、事業者の皆様に周知させていただきます。

**５　対象事業及び対象経費**

次にあげる事業の実施に要した経費

**①　環境対策事業（省エネ対策事業）**

　　　　　燃油費高騰対策に資する事業で環境対策に資するもの

　　　　《 事　例 》

|  |
| --- |
| ・エコタイヤへの履き替え  　（タイヤメーカーがエコタイヤとして推奨し、低燃費・省燃費がデータとして示されていること）  ・　車両購入・更新（中古車については、平成２７年度燃費基準達成車以上の車両）  ・　エコドライブ研修の実施　など |

※　その他、協会が認める経費

**②　デジタル化対策**

　　　　　燃油費高騰対策に資する事業でデジタル化対策に資するもの

　　　　《 事　例 》

|  |
| --- |
| ・　デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）、ダイヤ編成システムの導入　など |

※　その他、協会が認める経費

**○　補助対象とならない経費**

次の経費は補助の対象となりません。

　　　①　乗合バス事業以外の事業に供する車両及び専ら広島県内の運行の用に供しない車両等に掛かる経費

　　　②　間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）

　　　③　対象期間後に支出した経費

　　　④　既存機器更新等に要した経費

　　　⑤　ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）

　　　⑥　雇用に係る経費

　　　⑦　不動産購入に係る経費

　　　⑧　補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費

　　　⑨　その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

**○　消費税等の取扱について**

**消費税等は補助対象となりません。**

　　　　補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

**６　補助率及び補助上限額**

補助対象事業費の２/３以内

補助金上限額：自社の所有する乗合バス事業に供するバス車両×１０万円

（バス車両：乗車定員１１名以上のもの　その他車両×２万円）

　　　※　補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とします。

**Ⅱ　申請概要**

**１　申請期間**

令和５年６月２０日（火）～　令和５年８月３１日（木）

　　　　締切：令和５年８月３１日（木）午後５時（必着）

　　　※　令和５年４月1日（土）以降で令和５年１２月２０日（水）までに支出が完了している経費が補助対象です。

　　　※　交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

**２　申請の流れ及び提出書類**

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

　 (1)　申請方法

　　　①　郵送　提出先：〒732-0056　広島市東区上大須賀町1-16　交通会館ビル２階

　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人広島県バス協会内

　　　　　　　　　　　　　　　　　持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局宛て

　②　持参（持参の場合は、月～金曜日（祝日を除く）に限り受理します。）

　　　受付時間：９：３０～１２：００、１３：００～１７：００　月～金曜日（土日祝を除く）

　 (2)　申請フロー

**広島県バス協会**

**申請者（交通事業者）**

①　補助申請書を提出

締切：８月３１日（木）必着

②　交付申請書受理

③　申請書類の審査

⑥　通知書の受領

⑦　補助事業の実施

④　交付決定

⑤　不交付決定

（８月３１日までに事業終了しているもの）

⑧　補助事業実績報告書の提出

⑨　請求書の提出

締切：１０月２日（月）

⑩　補助金額の確定

　　必要な場合、現地調査

⑪　補助額の確定の通知

⑫　補助金額の支払い

⑬　補助金額の受領

　（１２月２０日までに事業終了するもの）

⑭　補助事業実績報告書の提出

⑮　請求書の提出

締切：令和６年１月１０日（水）

⑯　補助金額の確定

　　必要な場合、現地調査

⑰　補助額の確定の通知

⑱　補助金額の支払い

⑲　補助金額の受領

**【提出書類】**

**１　補助申請時**

|  |  |
| --- | --- |
| ①　持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書 | 別記様式第１号 |
| ②　事業計画及び経費積算内訳書 | 別記様式第１号　別紙１ |
| ③　誓約書 | 別記様式第１号　別紙２ |
| ④　輸送実績報告書（Ｒ４）の写し  　※　乗合車両数のわかる頁 | 添付すること |
| ⑤　見積書、カタログ、諸元表その他事業計画内容を補足・説明する資料 | 必要に応じて添付すること |

**２　実績報告・支払い請求時**

|  |  |
| --- | --- |
| ①　持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助  事業実績報告書 | 別記様式第２号 |
| ②　事業報告及び経費支出内訳 | 別記様式第２号　別紙１ |
| ③　持続可能な公共交通の実現支援補助金請求書 | 別記様式第３号 |
| ④　支出内容が確認できる資料（写しでも可）  　　（納品書、請求書、領収書等）  　※１　１２月２０日までの支払いとなっているもの  　※２　領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない）  　※３　レシートは認められないことから、領収書を徴取すること  　※４　総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。  また、補助対象経費がわかるようにすること | 添付すること |
| 1. 備品の設置状況がわかる写真 | 添付すること |
| 1. 通帳のコピー（表面，表紙をめくった1枚目） | 添付すること |
| 1. （車両購入の場合）自動車検査証の写し | 添付すること |

**Ⅲ　事業実施**

**１　事業実施等について**

　　(1)　対象となる経費は、令和５年４月１日以降、令和５年１２月２０日までに支出した経費です。

　　(2)　交付決定について

　　　 ①　交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。

　　　 ②　交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。

　　　 ③　補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

　　(3)　補助金の支払いについて

　　　　 原則、補助事業完了後の実績報告の提出を受け、補助金の額を確定した後支払います。

**２　補助事業者の義務等**

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

　　(1)　補助事業の交付条件の変更について

　　　　 　補助事業の補助対象経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に会長の承認を受けなければなりません。

　　(2)　検査への対応について

　　　　 　補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

**Ⅳ　その他の留意事項**

**１　他の補助制度との併用**

　　　 国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。

　　　 なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過充当にならないよう留意してください。交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

**２　根拠書類**

　　　 支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

**３　提出された申請書類等の取扱いについて**

　　　 提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。

　　　 ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

別記様式第１号

令和　　年　　月　　日

　公益社団法人　広島県バス協会

会長　　椋　田　昌　夫　　様

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付申請書

　この補助事業を次のとおり実施しますので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第４条の規定によって、補助金の交付を申請します。

１　補助金交付申請額

補助金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　事業計画

別紙１事業計画及び経費積算内訳のとおり

４　事業期間

令和　　年　　月　　日～　　令和　　年　　月　　日

　　※　補助事業の完了期限は、令和５年１２月２０日までとする。

様式第１号　別紙１

　　事　業　計　画　及　び　経　費　積　算　内　訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 |  | | | | | |
| 【事業計画】  １　事業の目的  ２　燃油費高騰対策に資する理由  ３　事業の内容  ４　事業期間 | | | | | | |
| 【積算内訳】 | | | | | | |
| 経　費　区　分 | | 単価① | 数量② | 単位 | 補助事業に要する経費　①×② | 補助対象となる経費 |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 | | | | |  |  |

　※数量が特定できない場合は、１式で記載すること

様式第1号　別紙２

　　公益社団法人　広島県バス協会長　様

誓　約　書

○　公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱」第２条第２項各号のいずれにも該当しています。

　○　公益社団法人広島県バス協会が定める「持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱」第９条第２項各及び第１１条２項に基づき補助金の返還を求められたときは、交付された補助金について定められた期限内に返還いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

別記様式第２号

令和　　年　　月　　日

　公益社団法人　広島県バス協会

会長　椋田　昌夫　　　　　　様

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた補助事業を完了しましたので、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第１０条の規定により、別紙のとおり実績を報告します。

１　事業実績

　　　別紙１事業実績書のとおり

２　補助事業費

　　　別紙２補助金支出表のとおり

３　事業実施期間

　　　令和　　年　月　日～　令和　　年　月　日

別記様式第２号　別紙１

　　事　業　報　告　及　び　経　費　支　出　内　訳

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 |  | | | | | |
| 【実績報告】  １　実施内容  ２　事業効果 | | | | | | |
| 【支出内訳】 | | | | | | |
| 経　費　区　分 | | 単価① | 数量② | 単位 | 補助事業に要する経費　①×② | 補助対象となる経費 |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |
| 合　　　　　　　計 | | | | |  |  |

別記様式第３号

令和　　年　　月　　日

　公益社団法人　広島県バス協会

会長　椋田　昌夫　　　　　　様

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

持続可能な公共交通の実現支援補助金清算払請求書

　令和　　　年　　月　　日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第１０条に基づき、次のとおり請求します。

請　求　額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

内　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 受領済額 | 今回請求額 | 差引残額 | 備　　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |

　（口座振込先）

|  |  |
| --- | --- |
| 銀 行 名 |  |
| 支 店 名 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）  口 座 名 |  |

別記様式第４号

令和　　年　　月　　日

　公益社団法人　広島県バス協会

会長　椋田　昌夫　　　　　　様

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

持続可能な公共交通の実現支援補助金概算払請求書

　令和　　　年　　月　　日付けで交付決定を受けたこの事業について、持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱第１２条に基づき、次のとおり請求します。

請　求　額　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

内　　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定額 | 受領済額 | 今回請求額 | 差引残額 | 備　　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |

　（口座振込先）

|  |  |
| --- | --- |
| 銀 行 名 |  |
| 支 店 名 |  |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）  口 座 名 |  |

　補　助　事　務　Ｑ＆Ａ

**補助事務（共通）**

|  |
| --- |
| （問１）令和５年４月１日以前に発注し、補助期間内に納入されたものは補助対象になりますか。 |
| （答１）補助対象にはなりません。令和５年４月１日以降に発注し、原則令和５年１２月２０日までに納品・支払されたものが対象となります。  　　　　但し、都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和６年１月１０日までに納品が確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。 |

|  |
| --- |
| （問２）補助申請書等への押印（代表社印）は必要ですか。 |
| （答２）補助申請書、実績報告書等については、押印は必要です。 |

|  |
| --- |
| （問３）複数の事業（タイヤ購入、デジタル運行記録システムなど）を合わせて自社の補助上限額を超えるように申請することは可能ですか。 |
| （答３）可能です。その場合は、補助申請書、実績報告書等にそれぞれの事業内容について記載してください。補助金額は上限額までとなります。 |

|  |
| --- |
| （問４）乗合事業で補助を貰った車両について、貸切事業に用途変更する場合はどうなるのでしょうか。 |
| （答４）車両の用途が変更される場合は、補助金の返還義務が生じる可能性があります。今後，状況が生じる見込み場合は、バス協会に事前に連絡をお願いします。基本的には、車両の法定耐用年数を超えるまでは用途変更は出来ないと考えられます。 |

|  |
| --- |
| （問５）乗合バスと乗合タクシー事業を行っている場合、補助上限額はどうなりますか。 |
| （答５）バス車両（乗車定員１１人以上）については、１両当たり１０万円、それ以外の車両（乗用車）については、２万円を乗じた金額を合計したものを補助上限額としてください。 |

|  |
| --- |
| （問６）乗合タクシーと乗用事業を行っている場合、補助申請、補助上限額はどうなりますか。 |
| （答６）乗合事業に供しているものについては、公益社団法人広島県バス協会に、乗用事業に供しているものは一般社団法人広島県タクシー協会に申請してください。共用しているものについては、どちらかにまとめていただき重複申請しないよう留意してください。補助上限額については、各申請とも車両×２万円となります。 |

|  |
| --- |
| （問７）補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。 |
| （答７）状況に応じて２次募集も検討させていただきますが、原則、期限後申請、報告は受付けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。 |

|  |
| --- |
| （問８）全ての事業について補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。 |
| （答８）原則、事業終了後の清算払い（実績払い）とさせてください。１月１０日時点での納品が難しい事業について、個別相談させていただければと考えています。 |

|  |
| --- |
| （問９）事業変更、廃止する場合の手続き・様式はどうなりますか。 |
| （答９）任意様式を想定しています。状況が生じた場合は、事務局に相談ください。 |

|  |
| --- |
| （問10）どういう場合が事業変更になりますか。 |
| （答10）交付決定後の事業について、事業費全体の２０％以上の減少となる内容の変更又は、複数の事業を申請している場合は、事業費相互間で２０％以上の内容の変更を行う場合が変更申請の対象となります。 |

|  |
| --- |
| （問11）決定通知書が届いたが、次はどうしたらいいのか。 |
| （答11）公募要領をよく読み「持続可能な公共交通の実現支援補助金に係る補助事業実績報告書」をはじめとする資料一式を作成し、持続可能な公共交通の実現支援補助金事務局へ提出ください。  　　　締切：９月３０日までに事業終了するもの　　　令和５年１０月３１日（火）  　　　　　１２月２０日までに事業終了するもの　　　令和６年　１月１０日（水） |

|  |
| --- |
| （問12）実績報告が令和６年１月１０日（水）までに間に合わなかったらどうなるのか。 |
| （答12）補助金は交付されません。特別な事情がある場合は、事務局へご相談ください。 |

|  |
| --- |
| （問13）１２月２０日までに支払い完了しても納品がまだの場合は実績報告は納品されて写真を撮影してからでいいのか |
| （答13）実績報告（清算払請求または概算払請求含む）は令和６年１月１０日（水）までに報告願います。但し、納品が遅れ１月１０日（水）までに報告できない物品・サービスは、納品確約書（※１）を１月１０日（水）までに提出してください。  　　　　納品確約書の物品・サービスは、１月１０日（水）までに完了し、すみやかに備品の設置状況がわかる写真を準備し、事務局へ送付先をご相談ください。  　　※１　「１月１０日（水）までに納品を確約する」旨が記された企業名入りの確約書 |

|  |
| --- |
| （問14）申請したものと購入したものが変わり、金額が安くなってしまったが決定額分はもらえるのか。 |
| （答14）申請時の物品やサービスが変更となった場合、変更となった内容のわかるものを提出ください。但し、購入金額が少なった場合は、交付額の再計算を行い、減額し交付します。  また、交付金額を２０％以上減少する場合、事業間で補助対象となる経費が２０％以上変更される場合、変更届が必要となりますので、事務局へご相談ください。 |

|  |
| --- |
| （問15）申請した物品やサービスと購入したものが変わり、金額が高くなってしまったがどうなるのか。 |
| （答15）申請時の物品やサービスが変更となった場合、変更となった内容のわかるものを提出ください。 但し、金額が高くなったとしても、交付決定金額の上限は変わりません。 |

**補助対象（タイヤ購入）**

|  |
| --- |
| （問16）タイヤ購入については、車両への設置までが完了している必要がありますか。 |
| （答16）補助対象期間内に納品・支払いが完了していれば補助金の対象となります。但し、車両への設置後、速やかに設置状況のわかる写真等の資料を事務局へ送付してください。当面、車両へ設置せず、保管しておく場合は、別途、事務局へ相談をしてください。 |

|  |
| --- |
| （問17）タイヤ購入については、車両への設置工事費も補助対象となりますか。 |
| （答17）補助対象となります。但し、その場合は、補助対象期間内に、設置工事が完了し、支払いが終了していることが条件となります。 |

|  |
| --- |
| （問18）再生タイヤ（リトレッドタイヤ）は、補助対象になりますか。 |
| （答18）補助対象となります。補助申請時に、低燃費対応タイヤであれば、その旨を、そうでない場合は、タイヤ重量の軽減等による燃費向上について説明をしてください。 |

**補助対象（車両更新）**

|  |
| --- |
| （問19）車両購入については、新車でなければならないのですか。 |
| （答19）中古車購入も補助対象となります。中古車両の購入については、原則，改正省エネ法に基づく２０１５年度（平成２７年度）燃費基準達成車以上の車両を対象とし、補助申請時に、更新前の車両との比較による燃費向上について説明してください。 |

|  |
| --- |
| （問20）車両購入については、規格等の制限（大型のみなど）がありますか。 |
| （答20）乗合事業に供している車両であれば制限はありません。また、定期運行、デマンド運行等運行形態についても制限はありません。スクールバス等特定輸送は補助対象外です。  　　　　また、車両の償却期間を超えるまでは、用途変更は出来ません。 |

|  |
| --- |
| （問21）申請した車両と購入予定の車両が変更になったが、何か手続きが必要か。 |
| （答21）申請時の車両が変更となった場合、交付申請時と同様に見積書・カタログ・諸元表などの車両の詳細を説明する資料を実績報告時に提出ください 。  但し、交付金額を２０％以上減少する場合、事業間で補助対象となる経費が２０％以上変更される場合、変更届が必要となりますので、事務局へご相談ください |

|  |
| --- |
| （問22）電動バス（ＥＶバス）等ディーゼル車以外の車両も対象となりますか。 |
| （答22）補助対象となります。 |

|  |
| --- |
| （問23）電動バス（ＥＶバス）等の購入に付随する充電設備の購入や付帯工事も補助対象となりますか。 |
| （答23）補助対象となります。但し、充電設備設置工事のみの事業では補助対象となりません。  車両購入とセットで補助申請をお願いいたします。 |

**補助対象（デジタル化対策）**

|  |
| --- |
| （問24）デジタル化対策で、燃油費高騰対策に資する事業とは、どういうものですか。 |
| （答24）デジタル化することにより、燃費向上や燃油費の削減に繋がるとの理由が説明できることが必要です。（例えば、ダイヤ編成システムでは、効率的なダイヤを編成することで、無駄な回送が減り、燃油費が削減できる　など） |